

○安城市体育施設の管理に関する規則

昭和53年 6 月27日安城市教育委員会規則第 4 号

**改正**

昭和53年12月26日安城市教委規則第 5 号

昭和56年 3 月27日安城市教委規則第 4 号

昭和60年 3 月25日安城市教委規則第 1 号

昭和60年 6 月28日安城市教委規則第13号

昭和62年 7 月 1 日安城市教委規則第 6 号

平成 4 年 3 月26日安城市教委規則第 6 号

平成 5 年 3 月31日安城市教委規則第16号

平成 6 年 3 月31日安城市教委規則第 2 号

平成 6 年 9 月 1 日安城市教委規則第16号

平成 7 年12月26日安城市教委規則第10号

平成 9 年 3 月26日安城市教委規則第 2 号

平成 9 年12月24日安城市教委規則第 6 号

平成11年 3 月24日安城市教委規則第 3 号

平成11年12月 1 日安城市教委規則第 9 号

平成11年12月 1 日安城市教委規則第10号

平成12年 9 月28日安城市教委規則第 8 号

平成12年12月21日安城市教委規則第11号

平成14年10月 4 日安城市教委規則第21号

平成14年12月24日安城市教委規則第23号

平成16年 2 月20日安城市教委規則第 3 号

平成17年 7 月 7 日安城市教委規則第 9 号

平成19年 1 月12日安城市教委規則第 1 号

平成25年12月24日安城市教委規則第 3 号

平成27年 3 月24日安城市教委規則第 4 号

平成28年 1 月14日安城市教委規則第 1 号

平成28年2月19日安城市教委規則第8号

平成30年8月23日安城市教委規則第5号

平成31年2月21日安城市教委規則第2号

令和元年6月28日安城市教委規則第4号

令和6年3月27日安城市教委規則第4号

## 安城市体育施設の管理に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、安城市体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和53年安城市条例第34号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、体育施設（以下「施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び利用時間)

**第2条** 施設の休業日及び利用時間は、別表のとおりとする。ただし、安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

(利用の許可の申請)

**第3条** 条例第4条第1項の規定により施設の利用について許可を受けようとする者は、体育施設利用許可申請書又はマーメイドパレス利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、安城市陸上競技場、安城市体育館、安城市レジャープール又はスポーツセンターを個人で利用する場合、安城市西部グラウンドゴルフ場を利用する場合その他教育委員会が特に認める場合にあつては、口頭その他教育委員会が適当と認める方法により利用の許可を申請することができる。

2 前項の申請書は、利用開始前までに提出しなければならない。

(利用の許可)

**第4条** 教育委員会は、前条第1項の規定による申請の許可をしたときは、施設利用許可書兼領収書若しくはマーメイドパレス利用許可書兼領収書、体育施設利用券、マーメイドパレス利用券若しくはスポーツセンター利用券、体育施設回数利用券、レジャープール回数利用券又はスポーツセンター回数利用券を申請者に交付する。ただし、安城市西部グラウンドゴルフ場の申請者に対しては交付しないものとする。

(利用の許可の変更)

**第5条** 施設の利用の許可（変更後の許可を含む。以下同じ。）を受けた者（以下「利用者」という。）であって、利用券を交付されている者以外のものは、その利用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、利用開始前までに変更しようとする事項を明らかにし利用許可書兼領収書又は利用変更許可書兼領収書を添えて教育委員会に申請することができる。ただし、安城市西部グラウンドゴルフ場の利用者はこれらの書面を添付する必要はないものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する申請がなされたときは、その内容を審査し、使用料が減額とならない場合であって、かつ、相当と認める場合にあっては、変更の許可をし、施設利用変更許可書兼領収書を申請者に交付するものとする。ただし、安城市西部グラウンドゴルフ場の申請者に対しては交付しないものとする。

（利用許可書兼領収書等の提示等）

**第6条** 教育委員会の職員が正当な利用者か否かを確認するため求めたときは、利用者は利用許可書兼領収書若しくは利用変更許可書兼領収書を提示し、又は利用券を提示し、若しくは提出しなければならない。ただし、安城市西部グラウンドゴルフ場の利用者はこの限りでない。

（使用料の納付方法）

**第7条** 使用料は、次の各号のいずれかの方法により納付しなければならない。

- （1） 利用の許可の際、現金により納付する方法
- （2） 利用の許可の際、使用料に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により納付を委託する方法
- （3） 回数利用券又はICカード型前払式利用券により納付する方法（条例で定める使用料に限る。）
- （4） 教育委員会が特に前3号に掲げる方法による必要がないと認める場合にあっては、教育委員会が相当と認める方法

（利用の取消し）

**第8条** 利用者は、施設の利用の取消しをしようとするときは、体育施設利用取消申請書、マーメイドパレス利用取消申請書又は利用券を教育委員会に提出しなければならない。

（使用料の還付）

**第9条** 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第9条第1項第3号に該当し、教育委員会が施設の利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。 全額
- (2) 利用者が利用日前10日まで（利用券が発行されている場合にあつては、利用前まで）に施設の利用の取消しを申請した場合において、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。 全額
- (3) 利用者の責めに帰することができない理由で利用できないとき。 当該理由により利用することができない利用時間分に相当する額の全額  
(利用者の遵守事項)

**第10条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外において喫煙し、飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、設備及び物品を損傷し、又は滅失しないこと。
- (4) その他教育委員会の指示に従うこと。

(損傷の届出等)

**第11条** 利用者は、施設、設備及び物品を損傷し、又は滅失したときは、その旨を教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(立入り及び指示)

**第12条** 教育委員会の職員は、管理上必要があると認めるときは、利用中の場所といえども立ち入り、又は必要な指示をすることができる。

(整理人の配置)

**第13条** 利用者は、教育委員会の指示があつた場合は、施設内外の秩序を保つため必要な整理人を置かなければならない。

(利用後の届出)

**第14条** 利用者は、施設又はその附属設備の利用を終えたときは、その旨を届け出て、点検を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合はこの限りでない。

(指定申請書の提出等)

**第15条** 安城市レジャープールについて指定管理者の指定を受けようとする者は、マーメイドパレス指定管理者指定申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 管理業務（条例第13条に規定する管理業務をいう。以下同じ。）の収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類  
(指定の通知及び告示)

**第16条** 教育委員会は、条例第14条第3項の規定により指定管理者の指定をしたときは、マーメイドパレス指定管理者指定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する場合においては、教育委員会は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。  
(協定の締結)

**第17条** 教育委員会は、条例第14条第3項の規定により指定管理者の指定を受けた者と、施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第15条第2項に規定する事業計画書に記載された事項
- (2) 指定の期間に関する事項
- (3) 施設の利用料金に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) その他施設の管理に関し、教育委員会が必要と認める事項  
(事業報告書の記載事項)

**第18条** 条例第15条に規定する事業報告書に記載する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び施設の利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項

(4) その他管理の実態を把握するため、教育委員会が必要と認める事項

(指定の取消し等の通知及び告示)

**第19条** 教育委員会は、条例第17条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、指定取消通知書により指定管理者に通知するものとする。

2 教育委員会は、条例第17条第1項の規定により指定管理者の管理業務の全部又は一部の停止を命ずるときは、業務停止命令通知書により指定管理者に通知するものとする。

3 前2項に規定する場合においては、指定管理者は、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(安城市レジャープールの管理に係る規定の読替え)

**第20条** 管理業務を指定管理者に行わせている場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条中「安城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、「臨時に」とあるのは「教育委員会の承認を得て臨時に」と、第3条第1項、第4条及び第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第6条中「教育委員会の職員」とあるのは「指定管理者」と、第7条各号列記以外の部分中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2号中「使用料に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定」とあるのは「指定管理者が指定する者に地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の2各号に掲げる方法の例」と、第8条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第9条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条から第11条までの規定中「教育委員会」とあり、第12条中「教育委員会の職員」とあり、第13条及び第14条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

**第21条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

1 この規則は、昭和53年7月1日から施行する。ただし、秋葉プールに関する部分は、昭和53年7月16日から施行する。

2 この規則施行の際、現に安城市市営プールの設置および管理に関する条例施行規則（昭和35年安城市規則第11号）又は安城市体育施設の設置および管理に関する条例施行規則（昭和41年安城

市規則第16号)の規定に基づいて行われた申請許可その他の行為は、この規則の規定に基づいて行われたものとみなす。

**附 則** (昭和53年12月26日安城市教委規則第5号)

この規則は、昭和54年1月21日から施行する。

**附 則** (昭和56年3月27日安城市教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和60年3月25日安城市教委規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和60年6月28日安城市教委規則第13号)

この規則は、昭和60年7月21日から施行する。

**附 則** (昭和62年7月1日安城市教委規則第6号)

この規則は、昭和62年7月26日から施行する。

**附 則** (平成4年3月26日安城市教委規則第6号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 3 この規則の施行の際、現に改正前の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則** (平成5年3月31日安城市教委規則第16号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則** (平成6年3月31日安城市教委規則第2号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成 6 年 9 月 1 日安城市教委規則第16号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成 7 年12月26日安城市教委規則第10号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 9 年 3 月26日安城市教委規則第 2 号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 9 年12月24日安城市教委規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成10年 1 月18日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安城市体育施設の管理に関する規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成11年 3 月24日安城市教委規則第 3 号）

この規則は、平成11年 7 月 2 日から施行する。

**附 則**（平成11年12月 1 日安城市教委規則第 9 号）

この規則は、平成12年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 6 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成11年12月 1 日安城市教委規則第10号）

この規則は、平成12年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成12年 9 月28日安城市教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成12年12月21日安城市教委規則第11号）

- 1 この規則は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安城市体育施設の管理に関する規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成14年10月 4日安城市教委規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年12月24日安城市教委規則第23号）

- 1 この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の安城市体育施設の管理に関する規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の安城市体育施設の管理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

**附 則**（平成16年 2月20日安城市教委規則第 3号）

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

**附 則**（平成17年 7月 7日安城市教委規則第 9号）

- 1 この規則は、平成18年 4月 1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定の手續その他指定管理者に管理業務を行わせるための準備行為は、平成18年 4月 1日前においてもすることができる。

**附 則**（平成19年 1月12日安城市教委規則第 1号）

この規則は、平成19年 2月 1日から施行する。

**附 則**（平成25年12月24日安城市教委規則第 3号）

この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

**附 則**（平成27年 3月24日安城市教委規則第 4号）

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

**附 則**（平成28年 1月14日安城市教委規則第 1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年 2月19日安城市教委規則第 8号）

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

**附 則**（平成30年 8月23日安城市教委規則第 5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年 2月21日安城市教委規則第 2号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年 6月28日安城市教委規則第 4号）

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第4条の改正規定 令和元年7月20日

(3) 別表安城市西部グラウンドゴルフ場の項の次に秋葉公園テニスコートの項を加える改正規定 安城市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和元年安城市条例第22号）附則第1項第3号に定める日

2 前項第3号に掲げる規定の施行の日前においても、秋葉公園テニスコートの利用に必要な行為をすることができる。

**附 則**（令和6年3月27日安城市教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

**別表**（第2条関係）

施設	休業日	利用時間	
安城市陸上競技場	(1) 月曜日(その日が休日に当たる時を除く。) (2) 12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前6時から午後9時まで
		11月から翌年3月まで	午前8時30分から午後9時まで
安城市野球場及び安城市多目的グラウンド	12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前6時から午後9時まで
		11月から翌年3月まで	午前8時30分から午後9時まで
安城市テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前6時から午後9時まで
		11月から翌年3月まで	午前7時から午後9時まで
安城市ソフットボール場	12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで	午前6時から午後5時（夜間照明設備を有する施設は午後9時）まで
		11月から翌年3月まで	午前8時30分から午後5時

			で		又は日没（夜間照明設備を有する施設は午後9時）まで
和泉公園 運動広場	12月29日から翌年1月3日まで				午前8時30分から午後9時まで
安城市体育館	(1) 月曜日（その日が休日になるときを除く。） (2) 12月29日から翌年1月3日まで				午前9時から午後9時まで
安城市レジャープール (マーメイドパレス)	プール	(1) 月曜日（その日が休日又は7月21日から8月31日までの日に当たるときを除く。） (2) 12月28日から翌年1月4日まで	6月1日から7月20日まで及び9月	平日	午後1時（25メートルプールの専用利用は午前10時）から午後9時まで
				休日等	午前10時から午後9時まで
			7月21日から8月31日まで		午前10時から午後9時まで
			10月から翌年5月まで	平日	午後1時（25メートルプールの専用利用は午前10時）から午後8時まで
				休日等	午前10時から午後8時まで
トレーニングルーム	(1) 月曜日（その日が休日又は7月21日から8月31日までの日に当たるときを除く。） (2) 12月28日から翌年1月4日まで				午前10時から午後9時まで
安城市ス	プール	(1) 月曜日（その日が休	7月21日から8月31		午前10時から午後9時まで

スポーツセンター		日に当たるときを除く。 (2) 12月28日から翌年1月4日まで	日まで		
			9月1日から	平日	午後1時から午後9時まで
			翌年7月20日まで	休日等	午前10時から午後9時まで
プール以外の施設		(1) 月曜日(その日が休日に当たるときを除く。 (2) 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで		
安城市西部グラウンドゴルフ場	12月29日から翌年1月3日まで	4月から10月まで		午前6時から午後7時又は日没まで	
		11月から翌年3月まで		午前8時30分から午後4時30分まで	
秋葉公園テニスコート	12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで			

備考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び休日をいう。
- 3 「平日」とは、休日等以外の日をいう。
- 4 安城市陸上競技場、安城市野球場、安城市多目的グラウンド、安城市テニスコート、安城市ソフトボール場（夜間照明設備を有する施設に限る。）、和泉公園運動広場及び安城市体育館については、午後10時まで利用時間を延長することができる。